

## 稚内市中小企業振興助成金（販路拡大支援事業助成金）交付要綱

### （趣旨）

第1 この要綱は、稚内市中小企業振興基本条例（平成29年稚内市条例第11号）第5条第1号及び第6号に掲げる基本方針に基づき、中小企業者等が特定稚内産商品の販路拡大及び事業活動の推進のために、特定展示会等への出展、新商品の開発若しくは容器包装等の改良又は自社ホームページの制作等を行う事業の実施に必要な経費に対して稚内市中小企業振興助成金（販路拡大支援事業助成金）（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- (2) 特定展示会等 その場での販売を主な目的としない展示会、商談会、見本市等で、中小企業者が自らの商品を紹介し、当該商品の販路拡大に寄与する可能性が高いと認められるものをいう。
- (3) 特定稚内産商品 稚内産の原材料を使用し又は市内の事業所で製造され、かつ、稚内の文字を容器包装等に表示することその他の方法により、稚内の広報に相当程度の効果が認められる商品をいう。

### （助成対象者）

第3 助成金の交付を受けることができる者は、中小企業者その他市長が相当と認める者（以下「中小企業者等」という。）であつて、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 稚内市内に主たる事務所を有する個人又は法人であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関係する者でないこと。
- (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者でないこと。

### （助成対象事業）

第4 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。ただし、国、道、市等の他の助成制度の適用を受けている場合は、助成対象事業としない。

- (1) 中小企業者等が市外で開催され、かつ、小間数若しくは出展企業数が50を基準として市長が相当と認める数を超える見込みの特定展示会等又は

市長が販路拡大に特に有効であると認める特定展示会等に出展する事業（稚内市が参加する市外物産展等へ同行し特定稚内産商品の広報を行う場合にあっては、その場での販売を主な目的とした展示会等に出展する事業を含む。以下「特定展示会等出展事業」という。）

(2) 中小企業者等が特定稚内産商品の販路拡大に向けた新商品の開発をし、又は既存の商品の容器包装等の改良を行う事業（以下「新商品開発等事業」という。）

(3) 創業後1年以上が経過した中小企業者等が企業PR又は新規顧客の獲得等を目指し、自社ホームページの新規の制作又は外国語対応を行う事業（以下「ホームページ制作等事業」という。）

(助成対象経費)

第5 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費であって、別表に掲げるものとする。

(助成金の交付額)

第6 助成金の交付額は、助成対象事業ごとにそれぞれ助成対象経費の2分の1以内の額であって、30万円（道外で開催される特定展示会等出展事業に参加する場合にあっては、40万円）を超えない額とする。ただし、助成金の交付額の総額は、当該年度の予算で定める額を超えることができない。

2 特定展示会等出展事業に係る助成金の助成回数は、各中小企業者等につき1会計年度において1回とする。ただし、稚内市が参加する市外物産展等へ同行し特定稚内産商品の広報を行う場合は、回数に算入しない。

3 新商品開発等事業及びホームページ制作等事業に係る助成金の助成回数は、各中小企業者等につき1会計年度において1回とする。

(交付の申請)

第7 稚内市補助金等交付規則（平成17年稚内市規則第18号）第6条第1項第4号に掲げる市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類及び別記様式の事前着手理由書（第8ただし書の規定の適用を受けようとする場合に限る。）とする。

(1) 特定展示会等出展事業 特定展示会等の募集要項、特定展示会等の出展申込書の写し、販路拡大に向けて広報を行う特定稚内産商品の説明資料及び市税等を滞納していないことを証明する書類

(2) 新商品開発等事業 当該事業に係る特定稚内産商品の説明資料及び市税等を滞納していないことを証明する書類

(3) ホームページ制作等事業 当該事業に係る制作等を行うホームページの説明資料及び市税等を滞納していないことを証明する書類

(事業の着手時期)

第8 事業の着手時期は、稚内市補助金等交付規則第7条第1項及び第2項の

規定による交付の決定があった日以後でなければならない。ただし、事業の性質その他のやむを得ない事由があると市長が特に認める場合は、この限りでない。

(実績報告の提出)

第9 稚内市補助金等交付規則第16条第3号に掲げる市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 特定展示会等出展事業 各経費の支払を証明する書類及び出展状況等の確認ができる写真

(2) 新商品開発等事業 各経費の支払を証明する書類並びに完成後の新商品又はパッケージの写真及び説明資料

(3) ホームページ制作等事業 各経費の支払を証明する書類及び完成後のホームページのURLが確認できる書類

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、稚内市補助金等交付規則及び稚内市補助金の交付に関する取扱規程(平成17年稚内市訓令第7号)に定めるところによる。

附 則 (令和5年7月4日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定が行われた助成金については、なお従前の例による。

別表 (第5関係)

助成対象事業	助成対象経費
特定展示会等 出展事業	旅費 出展小間料 消耗品費 備品借用費 電気工事費 通信運搬費 光熱水費 給排水施設使用料 小間装飾費 市長が特に必要と認める経費
新商品開発等 事業	外部専門家等旅費 機械装置購入費及び賃借料 工具器 具費 試作に伴う原材料費 試験分析外注費 デザイン 外注費 製版費 試作に伴う印刷製本費 市場調査費 市長が特に必要と認める経費
ホームページ 制作等事業	外部委託費 (原則として市内に住所を有する事業者に委 託したもの) 作成ソフト購入費 ドメイン取得費 外 国語翻訳費 市長が特に必要と認める経費

別記様式 (第7関係) [別添]